

～航空局からのお知らせ～

★仙台空港を地上走行する際の注意点について

仙台空港では、これまで地上走行時における滑走路誤進入事案が散見されるどころ、同種事例を防ぐため、仙台空港の特性について少しご紹介させていただきます。

仙台空港は、1,200m の【滑走路 12/30】と 3,000m の【滑走路 09/27】の 2 本の滑走路が「Y の字型」に設置されており、また、【滑走路 09/27 と平行に設置される誘導路 (C1～C6)】と【滑走路 12/30】とが交差するレイアウトとなっています。

そのため、【滑走路 09/27】に着陸し、主に航空大学校や海上保安学校などが利用する格納庫や定期便以外の小型機などが使用するスポットが設置されているサウス地区エプロンへ向かって走行する場合は、【滑走路 09/27 と平行に設置される誘導路 (C1～C6)】を經由し、必ず【滑走路 12/30】を横断することになります。特に C4 誘導路は距離が短く【滑走路 12/30】に近接しているため、停止位置標識を越えないよう細心の注意が必要です。

サウス地区エプロンへの走行経路としては、A1 誘導路経由と D1・A2 誘導路経由の 2 種類の管制指示が想定されます。走行経路にかかる管制指示（どの誘導路を指示されたか、どこまで走行することを許可されたか、滑走路横断に係る許可を受けたかなど）を正しく理解いただき、また、管制指示に少しでも不安や疑問がある場合は積極的に管制官へ再確認するなど、管制機関等と適切な意思疎通を行っていただけますようお願いいたします。

あわせて仙台空港へ飛行を計画される場合は、誘導路（走行経路）と滑走路の位置関係について、AIP 等で事前にご確認いただきますようお願いいたします。

本件についてご不明な点等ございましたら、航空局安全部安全政策課航空交通管制安全室（電話 03-5253-8111 内線 51509）までお問い合わせください。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 (内線 50135・50136)

小型機安全担当

～Twitter もやっています～

[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)